

第1-1号様式

広告掲載取扱要領

「元離宮二条城ホームページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	元離宮二条城ホームページ（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）
	ホームページアドレス	https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	元離宮二条城の概要、お知らせ、イベント情報等の発信や電子チケットの販売。
	アクセス数	トップページのPV数は約79,000件/月、総PV数は約280,000件/月です（令和元年12月及び令和2年1月の平均値） ※このデータはグーグルアナリティクスを使用して算出した参考値であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部（個別の掲載位置は指定できません。）
	広告データ	縦156ピクセル×横294ピクセル ファイル形式は、GIF（画像に変化、移動のないもの。アニメ不可、透過型不可）又はJPEG データ容量は、1バナーにつき20キロバイト以内
	枠数	各言語のホームページごとに12枠（合計60枠） ※1枠から応募できます。
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ALT属性は自由に設定することができます。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・複数言語でバナー広告掲載を希望する場合、当該言語に合わせて、バナー広告画像を変更することは可能です。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。
掲載条件	広告料金（税込み）	月額5,000円/枠
	広告掲載期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間中、各月の初日から1箇月を単位とした任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の1週間前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規定（必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし

申込 手続 等	申込資格	<p>契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)</p>
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、掲載を希望するホームページの言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）など必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 (持参、ファックス又は郵送) ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	<p>令和2年3月2日（月）から全枠決定するまで。 書類の受付は、午前9時から午後5時まで行います。</p>
	広告掲載者の決定方法	<p>京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき、審査を行ったうえ、先着順で決定します。</p>
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ <u>広告申込みにあたっては、掲載を希望するホームページ言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）を広告掲載申込書（第3号様式）の備考欄に必ず記載してください。なお、複数の言語ホームページでバナー広告掲載を希望する場合は、当該枠ごとに広告料金を納めて頂く必要があります。（例：英語と日本語のホームページで広告掲載を希望する場合は月額10,000円）</u> ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約については、契約書、個別仕様書、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従ってください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告データについては、事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。）ただし、差し替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差し替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。

	お申込・お問合せ先	京都市元離宮二条城事務所（担当：馬屋原，野田） 〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 電話番号 075-841-0096 FAX番号 075-802-6181 Eメール niujojo@city.kyoto.lg.jp
--	-----------	---